

# 宿泊約款

## (本契約の適用)

第1条 当ホテルの締結する宿泊約款及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めていない事項については、法令または慣習によるものとします。

(1) 当ホテルは前項の規定にかかわらず、この約款の趣旨、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応ずることができます。

## (宿泊引き受けの拒絶)

第2条 当ホテルは、次の場合には、宿泊の引き受けをお断りすることがあります。

- (1) 満室（員）による客室の余裕がないとき。
- (2) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定又は、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をする恐れがあると認められたとき。
- (3) 宿泊を希望する方が伝染病であると明らかに認められたとき。
- (4) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (5) 天災、施設の故障、その他やむを得ない理由により宿泊させることができないとき。
- (6) 宿泊を希望する方が、泥酔者等で他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすと認められたとき。
- (7) 宿泊者が他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。

## (氏名等の明告)

第3条 当ホテルは、宿泊日に先立つ宿泊の申し込み（以下「宿泊予約の申込み」という）をお引き受けした場合には、期間を定めて、その宿泊予約の申込者に対して次の事項の明告を求めるときがあります。

- (1) 宿泊者の氏名、性別、住所、職業及び国籍
- (2) その他の当ホテルが必要と認めた事項

## (宿泊の登録)

第4条 宿泊者は、宿泊日当日当ホテルのフロントにおいて次の事項を当ホテルに登録してください。

- (1) 第3条第1号の事項
- (2) 外国人にあつては、旅券番号、日本上陸地および上陸年月日
- (3) 出発日及び時刻
- (4) その他ホテルが必要と認めた事項

## (宿泊契約の解除)

第5条 当ホテルは、他に定める場合を除くほか、次の場合には宿泊予約を解除することができます。

- (1) 第2条第3号から第7号までに該当すること。
- (2) 第3条第1号の事項の明告を求めた場合において期間までに支払いがないとき。

